



経済・府政記者クラブ同時資料配付
京 都 労 働 局 発 表
令 和 8 年 8 月 2 8 日 (金)

担 当	京都労働局 労働基準部健康安全課 健 康 安 全 課 長 宇 野 均 地方労働衛生専門官 山 田 英 輔 電話 0 7 5 - 2 4 1 - 3 2 1 6 (タ イ ム イ ン)
--------	---

(スローガン)

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場

～ 令和8年度 全国労働衛生週間(第77回)を実施します～

京都労働局(局長:伊勢^{いせ} 久忠^{ひさただ})は、労働衛生意識の高揚と労働衛生管理活動の定着を図るため、今年度も全国労働衛生週間及び同週間に関連する取組を実施いたします。

全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施されており、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じ、労働者の健康確保等を図ることを目的とした取組を行う週間で、今年で77回目を迎えます。

令和8年度の全国労働衛生週間は、

- ・ 9月1日から9月30日までを「**全国労働衛生週間準備期間**」
- ・ 10月1日から10月7日までを「**全国労働衛生週間**」

とし、京都府内の事業場に対し、標記スローガンのもと、以下の事項の積極的な実施を呼びかけます。

1 全国労働衛生週間**本週間**及び**準備期間**に事業場が実施する事項

【**本週間**に事業場が実施する事項】

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示
- 6 その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

【準備期間に事業場が実施する事項】

- 1 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 2 女性の健康課題への取組
- 3 治療と就業の両立支援対策
- 4 職場におけるメンタルヘルス対策
- 5 過重労働による健康障害防止対策
- 6 職場の熱中症予防対策
- 7 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 8 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 9 化学物質による労働災害に関する取組
- 10 労働衛生 3 管理の推進等
- 11 作業内容や働き方に応じた取組
- 12 作業環境の特性に応じた取組

別添資料1 全国労働衛生週間リーフレット

2 令和8年度 京都産業保健セミナー及び京都衛生管理者会総会

本週間の取組事項5及び6に関連する「京都産業保健セミナー」及び「京都衛生管理者会総会」は、一般社団法人京都府医師会、公益社団法人京都労働基準協会など京都府内の主要な産業保健関係5団体の共催、京都労働局の後援にて、以下のとおり開催いたします。

産業医・産業保健スタッフ等、労働衛生・産業保健に関わる方、ぜひご参加ください。

- 日 時 令和8年10月7日(水) 14時00分から17時10分まで
- 会 場 京都経済センター2階 京都産業会館ホール
京都市下京区烏丸通四条西入る函谷鉾町 78 番地
- 参 加 費 無料
- 申込方法 参加申込書に記入または資料1表面下部の二次元コードから、
(公社)京都労働基準協会に、お申し込みください。

【京都産業保健セミナー】

- ・ 特別講演:
「高齢労働者の身体機能の維持・健康管理、労働災害防止」
- ・ 講 演:「労働安全衛生行政の動向について」

【京都衛生管理者会総会】

- ・ 企業の取組事例発表:「健康づくりと安全を両立する工場運営へ」

別添資料2 同セミナー及び総会 開催案内・申込書

3 準備期間にあわせて強化する健康管理の取組

全国労働衛生週間の準備期間である9月に、「**職場の健康診断実施強化月間**」及び「**粉じん障害防止総合対策推進強化月間**」も展開する予定です。

「職場の健康診断実施強化月間」においては、各種健康診断の確実な実施、異常の所見がある者に対する医師の意見聴取及び当該意見に基づく事後措置の徹底等を呼びかけます。

「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」においては、粉じんばく露による健康障害防止のため、呼吸用保護具の適正な選択及び使用、常時粉じん業務に従事する労働者へのじん肺健康診断の実施の徹底等を呼びかけます。

別添資料3 職場の健康診断実施強化月間リーフレット

別添資料4 粉じん障害防止総合対策推進強化月間リーフレット

4 ストレスチェック実施対象拡大

現在、ストレスチェックの実施が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場について、令和7年5月の労働安全衛生法の改正により、**ストレスチェックの実施が義務化**され、**令和10年4月1日**から施行されます。

別添資料5 ストレスチェック全事業場義務化リーフレット

別添資料6 京都労働局 第14次労働災害防止推進計画リーフレット